

一、相关新法令、新政策

● 关于浦东新区支持金融机构发展的意见

【发布单位】浦东新区人民政府

【发布日期】2008-12-23

【实施日期】2008-12-23 至 2010-12-31

【提 示】为支持各类金融机构在浦东发展，浦东新区政府提出以下意见：

1. 支持各类金融机构在浦东新区发展（包括新设法人、子公司、分支机构，外资金机构新设办事处或代表处等）。
2. 鼓励全国性和区域性金融机构在浦东新区设立包括支付、清算、结算、资金运营、市场营销、产品设计、金融信息等在内的各类功能性业务总部。
3. 为金融机构提供良好的政府服务（如提供工商登记、税务征管、机构选址、楼宇建设、场所装修、燃气供应等方面的协助等）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.pudong.gov.cn/website/investInfo/infoContent.jsp?sj_dir=investInfo_PDZCFG&ct_id=230544

● 关于浦东新区促进股权投资企业和股权投资管理企业发展意见

【发布单位】浦东新区人民政府

【发布日期】2008-12-23

【实施日期】2008-12-23 至 2010-12-31

【提 示】为促进股权投资企业和股权投资管理企业在浦东发展，浦东新区政府提出以下意见：

1. 给予股权投资企业和股权投资管理企业享受金融机构和金融人才政策。
2. 为股权投资企业提供产业政策扶持。鼓励在浦东新区设立的股权投资企业投资于浦东新区的国有企业、高科技企业和中小企业，推动产业结构优化调整。
3. 为股权投资企业和股权投资管理企业提供良好的政府服务（如提供工商登记、税务征管、机构选址、楼宇建设、场所装修、燃气供应等方面的协助等）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.pudong.gov.cn/website/investInfo/infoContent.jsp?sj_dir=investInfo_PDZCFG&ct_id=230545

一、関連する新法令、新政策

● 浦东新区が金融機関の発展を支持することについての意見

【発布機関】浦东新区人民政府

【発布日】2008-12-23

【施行日】2008-12-23 至 2010-12-31

【コメント】各種金融機関の浦東における発展を支持するため、浦東区政府は次の意見を出した。

1. 各種金融機関の浦東新区における発展を支持する。（法人、子会社、分支機関の新設、外資金融機関による連絡事務所又は駐在員事務所の新設等を含む。）
2. 全国型及び地域型の金融機関が浦東新区に、支払い、清算、決済、資金運営、マーケティング、製品設計、金融情報等を含む各種機能型業務本部を設立することを奨励する。
3. 金融機関に良好な政府サービスを提供する。（工商登記、税務徴収管理、機関の所在地選択、ビル建設、オフィス内装、ガス供給等の方面で協力する等。）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pudong.gov.cn/website/investInfo/infoContent.jsp?sj_dir=investInfo_PDZCFG&ct_id=230544

● 浦东新区が出資持分投資企業と出資持分投資管理企業を促進することについての意見

【発布機関】浦东新区人民政府

【発布日】2008-12-23

【施行日】2008-12-23 至 2010-12-31

【コメント】出資持分投資企業と出資持分投資管理企業の浦東における発展を促進するため、浦東新区政府は次の意見を出した。

1. 出資持分投資企業と出資持分投資管理企業に金融機関及び金融人材に関する政策を施す。
2. 出資持分投資企業に産業政策支援を提供する。浦東新区に設立した出資持分投資企業が浦東新区の国有企业、ハイテク企業及び中小企業に投資することを奨励し、産業構造の最適化の調整を推進する。
3. 出資持分投資企業と出資持分投資管理企業に良好な政府サービスを提供する。工商登記、税務徴収管理、機関の所在地選択、ビル建設、オフィス内装、ガス供給等の方面で協力する等。）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pudong.gov.cn/website/investInfo/infoContent.jsp?sj_dir=investInfo_PDZCFG&ct_id=230545

● [中华人民共和国海关进出口货物优惠原产地管理規定](#)

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署令第 181 号
 【发布日期】2009-01-08
 【实施日期】2009-03-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2009-01/12/content_1203080.htm

● [中華人民共和國稅關輸出入貨物特惠原產地管理規定](#)

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署令第 181 号
 【発布日】2009-01-08
 【施行日】2009-03-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2009-01/12/content_1203080.htm

● [关于企业工资薪金及职工福利费扣除问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2009〕3 号
 【发布日期】2009-01-04
 【实施日期】2008-01-01
 【提 示】为贯彻落实《中华人民共和国企业所得税法实施条例》，该通知对企业工资薪金和职工福利费扣除有关问题进行了明确规定。主要包括：合理工资薪金的界定和确认原则、工资薪金总额的范围、职工福利费的范围以及职工福利费的核算等。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8774691.html>

● [企業の賃金及び従業員の福利費用をどのように控除するかについての通知](#)

【発布機関】国家稅務總局
 【発布番号】国税函〔2009〕3 号
 【発布日】2009-01-04
 【施行日】2008-01-01
 【コメント】「中華人民共和國企業所得稅法實施條例」の實施を貫徹するため、本通知は企業の賃金及び従業員の福利費用をどのように控除するかについて明確な規定を行っている。主には、適切な賃金の区分け及び確認の原則、賃金総額の範囲、従業員の福利費用の範囲及び従業員の福利費用の計算等の内容が含まれる。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8774691.html>

● [关于企业集团内部使用的有关凭证征收印花税问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2009〕9 号
 【发布日期】2009-01-05
 【提 示】该通知对企业集团内部使用的有关凭证是否征收印花税问题明确规定如下：

凭证类型	是否征收印花税
企业集团内具有平等法律地位的主体之间自愿订立、明确双方购销关系、据以供货和结算、具有合同性质的凭证	征收印花税
企业集团内部执行计划使用的、不具有合同性质的凭证	不征收印花税

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8774596.html>

● [企業集團內部で使用する証憑の印紙稅徵收についての通知](#)

【発布機関】国家稅務總局
 【発布番号】国税函〔2009〕9 号
 【発布日】2009-01-05
 【コメント】本通知は、企業集團内部で使用する証憑が印紙稅を徵收するかどうかについて次の通り明確に定めている。

証憑の分類	印紙稅を徵收するかどうか
企業集團内で平等な地位にある主体どうしの間で自由意志で締結し、双方の仕入と販売關係が明確であり、それにより商品供給と決済を行い、契約の性質をもつ証憑	印紙稅を徵收する
企業集團内部で計画を執行するために使用する、契約の性質をもたない証憑	印紙稅を徵收しない

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8774596.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 上海出台九方面服务企业措施全力保增长

上海市出台九方面服务企业的措施，全力保增长。措施包括：

1. 加强应急保障和运行监测。
2. 支持企业大力拓展国内外市场。
3. 支持企业技术改造。
4. 大力推进高技术产业化发展。启动一批自主创新和高技术产业化项目，聚焦民用航空、平板显示、集成电路、生物医药、新能源汽车、新一代宽带无线通信、新材料等 10 个领域。
5. 落实国家重点产业振兴规划。
6. 大力发展生产性服务业。聚焦总集成总承包、咨询、租赁、节能环保等 10 个方面，推进生产性服务业功能区建设，加快信息服务业政策落实。
7. 推动信息化与工业化的融合发展。
8. 加强对企业的分类指导和服务。
9. 加快调整淘汰落后生产能力。

上述九方面措施的具体内容，请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/gzdt/2009-01/10/content_1201251.htm。

(摘自 2009 年 01 月 10 日中国政府网)

● 苏州工业园区试点税收政策将在全国推广

日前，国务院常务会议研究确定了缓解出口企业困难、保持对外贸易稳定增长的政策措施。其中指出，大力发展国际服务外包，将苏州工业园区技术先进型服务企业有关税收试点政策扩大到国家认定的服务外包基地城市和示范园区。有关税收试点政策包括：

1. 区内技术先进型服务企业享受 15% 的企

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 上海は 9 つの方面でのサービス企業措置を打ち出し、成長の維持に全力を尽くす

上海市は 9 つの方面でのサービス企業の措置を打ち出し、成長の維持に全力を尽くすが、その措置は次の通りである。

1. 応急保障と運行のモニタリングを強化する。
2. 企業が国内外の市場の開拓に尽力するにあたりサポートする。
3. 企業の技術革新をサポートする。
4. ハイテク産業化の発展の促進に力を入れる。自主イノベーションとハイテク産業化プロジェクトを始動し、民用航空、フラットパネル、集積回路、バイオ医薬、新エネルギー自動車、次世代 ADSL 無線通信、ニューメタリアル等の 10 の分野にスポットをあてる。
5. 国家重点産業振興計画を遂行する。
6. 生産性サービス業の発展に力を入れる。トータルインテグレーション・ゼネラルコンストラクター、コンサルティング、賃貸、省エネ環境保全等の 10 の分野にスポットをあて、生産型サービス業機能区の建設を推進し、情報サービス業政策の推進を加速する。
7. 情報化と工業化の融合した発展を促進する。
8. 企業に対する分類別指導とサービスを強化する。
9. 淘汰し立ち遅れた生産能力の調整を加速させる。

9 つの方面での措置の具体的な内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2009-01/10/content_1201251.htm

(2009 年 1 月 10 日付の中国政府網ウェブサイトより抜粋)

● 蘇州工業園區試行租稅政策が全国で押し広められる

先頃、國務院常務會議にて、輸出企業の困難を改善し、対外貿易の安定した成長を維持する政策措置が検討され確定した。その中で、国境を超えたサービスアウトソーシングの発展に力を入れ、蘇州工業園區の技術先端型サービス企業のかかる租税試行政策を国が認定するサービスアウトソーシング拠点都市とモデル園區に拡大することが挙げられている。かかる租税試行政

- 业所得税，离岸外包企业所得税全免；
2. 技术先进型服务外包企业因生产特点无法实行标准工时工作制的部分岗位可以试行特殊工时工作制等。

(摘自 2009 年 01 月 12 日江苏省经济贸易委员会网站)

● 最高人民法院将出台“关于级别管辖裁判机制”的司法解释

最高人民法院副院长苏泽林透露，最高人民法院关于级别管辖裁判机制的司法解释将会尽快出台。苏泽林还指出，必须统一管辖异议和管辖争议案件的裁判标准。对合同履行地、侵权行为地等管辖连接点的适用情形需研究，防止不当扩大解释违法行使管辖权。该司法解释将会明确改进管辖异议和争议案件的审理方法，对于采取书面审查方式无法判断的，可以采取听证方式进行审查。

(摘自 2009 年 01 月 14 日中国人大网)

● 中国将加大土地供应规模和速度

国土资源部日前明确表示，2009 年将适当扩大供地规模，全力保障中央和地方重点建设项目用地。中国将加快土地审批制度改革。建立土地审批快速通道，提高供地效率。同时加大闲置土地清理处置力度，以及适时灵活调整工业用地出让最低价标准。

(摘自 2009 年 01 月 15 日中国新闻网)

● 新一轮地方政府机构改革启动

目前，全国范围的新一轮地方政府机构改革已进入方案审批和实施阶段，上海、重庆、陕西、河南、宁夏、云南、吉林、黑龙江、内蒙古、湖北、安徽、西藏、海南、青海、新疆等 15 个省（区、市）的政府机构改革方案已经获批，并陆续实施。其他省（区、市）政府机构改革方案也将在近期上报中央。

(摘自 2009 年 01 月 16 日新华网)

策には次のものが含まれる。

1. 区内の技術先端型サービス企業には 15% の企業所得税を適用し、オフショアアウトソーシング企業の所得税は全額免除する。
2. 技術先端型サービスアウトソーシング企業が生産上の特徴から標準就業時間制の作業を実施できない一部の職位は、特殊就業時間制等を試行できる。

(2009 年 1 月 12 日付の江蘇省經濟貿易委員會ウェブサイトより抜粋)

● 最高人民法院が「等級別管轄裁判メカニズムについて」の司法解释を公布する

蘇澤林最高人民法院副院長が明かしたところによると、最高人民法院による等級別管轄裁判メカニズムについての司法解释が間もなく公布される。蘇澤林は更に、管轄に対する異議と管轄に対する紛争の案件の裁判基準は統一させなければならないとも述べた。契約履行地、権利侵害行為地等の管轄接点の適用状況については検討されるべきであり、不当に拡大解釈し管轄権を違法に行使することを防がなければならない。本司法解释は管轄に対する異議と管轄に対する紛争の案件の裁判方法を明確に改善し、書面での審査方式では判断できないものについては、聴取方式により審査を行うことができる。

(2009 年 1 月 14 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

● 中国は土地の供給規模を拡大し、供給速度を加速する

国土資源部は先頃、2009 年には土地供給規模を適切に拡大し、中央と地方の重点建設プロジェクト用地の保障に尽力すると明確に述べた。中国は土地の審査許可制度の改革を加速する。土地の審査許可における高速レーンを設け、土地供給の効率を上げる。同時に遊休地の整理処分能力を高め、工業用地払下の最低基準を適時かつ臨機応変に調整する。

(2009 年 1 月 15 日付の中国新聞網ウェブサイトより抜粋)

● 新たな地方政府機関改革が始動する

先頃、全国範囲で新たな地方政府機関改革が方案の審査許可と実施段階に入り、上海、重慶、陝西、河南、寧夏、雲南、吉林、黒龍江、内蒙古、湖北、安徽、西藏、海南、青海、新疆の 15 の省（区、市）の政府機関改革方案が許可を受け、次々に実施された。その他の省（区、市）の政府機関改革方案も近日中央に報告されるもようである。

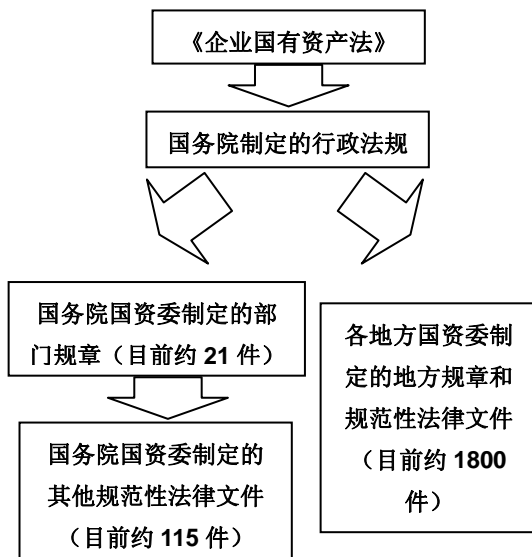
(2009 年 1 月 16 日付の新華網ウェブサイトより抜粋)

● 关于《企业国有资产法》的简析

《中华人民共和国企业国有资产法》(以下简称“《企业国有资产法》”)已于2008年10月28日由中国全国人大常委会颁布,将于2009年05月01日起正式实施。《企业国有资产法》是中国国有资产方面的首部基本法律,对于完善中国国有资产法律体制,具有重大意义。此后,2008年11月12日,中国国务院国资委(国家国有资产管理机构)颁布了《关于贯彻实施<中华人民共和国企业国有资产法>有关问题的通知》,对《企业国有资产法》的贯彻实施进行了相关部署。

《企业国有资产法》与现行有效的国有资产法律文件的关系

对于《企业国有资产法》颁布后,中国国有资产管理法律体系(按法律效力排序),律师简要制表如下:



备注:

- 国务院制定的行政法规主要包括:《国有资产评估管理办法》(自1991年11月16日起实施)、《企业国有资产产权登记管理办法》(自1996年01月25日起实施)、以及《企业国有资产监督管理暂行条例》(自2003年05月27日起实施)等;
- 国务院国资委制定的部门规章主要包括:《国有企业清产核资办法》(自2003年09月09日起实施)和《企业国有产权转让管理暂行办法》(自2004年02月01日起实施)等。

《企业国有资产法》确立的几个重要定义

作为国有资产方面的基本法律,《企业国有资产法》确立了以下重要定义:

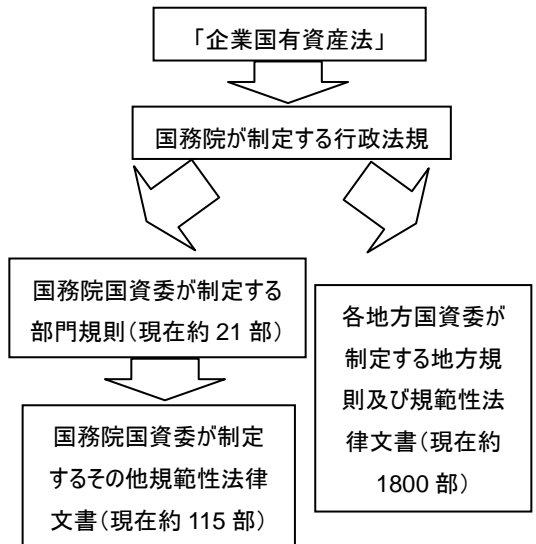
1. “企业国有资产”(第2条):是指国家对企业各种形式的出资所形成的权益。需要指出的是,按照通常理解,国有资产的范畴非常广,通常包括:经营性国有资产、行政事业性国有资产(由国家

● 「企業国有資産法」に関する簡潔な分析

「中華人民共和国国有資産法」(以下「企業国有資産法」という)が2008年10月28日に中国全国人民代表大会常務委員会によって公布され、2009年5月1日から正式に施行される。「企業国有資産法」は中国の国有資産に関する最初の基本法律であり、中国の国有資産法律体制を整備するうえで重要な意味を持つ。その後、2008年11月12日に、中国国务院国资委(国家国有資産管理機構)が「『中華人民共和国企業国有資産法』の実施を貫徹することについての通知」を公布し、「企業国有資産法」の実施を貫徹するための手配を行った。

「企業国有資産法」と現行の有効な国有資産法律文書との関係

「企業国有資産法」の公布後における、中国の国有資産管理法律体系(法律効力の順位による)について、筆者は下表に簡潔にまとめる。



備考:

- 国务院が制定する行政法规は主に次の通りである。「国有资产评估管理弁法」(1991年11月16日施行)、「企業国有資産資産権登記管理弁法」(1996年1月25日施行)、「企業国有資産監督管理暫定条例」(2003年5月27日施行)等
- 国务院国资委が制定する部門規則は主に次の通りである。「国有企業資産調査弁法」(2003年9月9日施行)、「企業国有資産権譲渡管理暫定弁法」(2004年2月1日施行)等

「企業国有資産法」が確立した幾つかの重要な定義

国有資産に関する基本法律として、「企業国有資産法」は以下の重要な定義を確立した。

1. 「企業国有資産」(第2条):国が企業に各種形式で行った出資が形成する權益をいう。注意すべき点としては、通常認識によれば、国有資産の範囲は非常に広く、通常、經營性国有資産、行政事業性国有資産(国家機関、国有事

机关、国有事业单位等组织使用管理的国有资产)、和资源性国有资产(属于国家所有的土地、矿藏、森林、水流等自然资源类的资产)等;而目前企业国有资产,仅涉及经营性国有资产。

2. “国家出资企业”(第 5 条):是指国家出资的国有独资企业、国有独资公司,以及国有资本控股公司、国有资本参股公司。
3. “关系国有资产出资人权益的重大事项”(第 30 条):具体包括国家出资企业合并、分立、改制、上市,增加或者减少注册资本,发行债券,进行重大投资,为他人提供大额担保,转让重大财产,进行大额捐赠,分配利润,以及解散、申请破产等重大事项。
4. “企业改制”(第 39 条):主要是指国有独资企业、国有独资公司改为国有资本控股公司或者非国有资本控股公司,以及国有资本控股公司改为非国有资本控股公司。
5. “国有资产转让”(第 51 条):是指依法将国家对企业的出资所形成的权益转移给其他单位或者个人的行为(按照国家规定无偿划转国有资产的除外)。

《企业国有资产法》对外国投资者和外商投资企业的影

响

对于外国投资者和外商投资企业参与涉及国有资产的交易,主要由《企业国有资产法》第五章“关系国有资产出资人权益的重大事项”进行规范,该章包括五节内容,分别为“一般规定”、“企业改制”、“与关联方的交易”、“资产评估”、以及“国有资产转让”。

需要指出的是,与现行有效的国有资产法律文件相比较,《企业国有资产法》并没有对外国投资者和外商投资企业参与涉及国有资产的交易的法律制度进行修正、新增、以及其他重大调整,也没有为外国投资者和外商投资企业设定新的、额外的义务。对此,律师理解:

1. 根据《企业国有资产法》制定的背景情况,《企业国有资产法》并不旨在重置国有资产的法律制度,而主要旨在将现有国有资产法律制度和经验,通过法律的形式予以确认和总结,因此,《企业国有资产法》确立的相关原则和精神与现行有效的国有资产法律文件是一致的。
2. 作为基本法律,《企业国有资产法》的规定通常都是原则性、抽象性、综合性的,通常难以对专项法律制度进行非常详尽、具体地规范。因此,对于国有资产的专项法律制度以及实践中的操作方式等具体事宜,仍然主要按照现行有效的国有资产法律文件予以执行。

当然,由于《企业国有资产法》的规定将“关系国有资产出资人权益的重大事项”(包括国有资产转让)等问题上升到了法律的高度,因此,与现

業機関等の組織が使用し管理する国有資産)及び資源性国有資産(国が所有する土地、鉱物資源、森林、河川等の自然資源類の資源に該当)等が含まれるが、現在の企業国有資産には経営性国有資産が含まれるだけである。

2. 「国家出資企業」(第 5 条):国が出資した国有独資企業、国有独資会社、及び国有資本支配会社、国有資本資本参加会社をいう。
3. 「国有資産の出資者權益に關係する重大な事項」(第 30 条):具体的には国家出資企業の合併、分割、所有制改革、上場、登録資本金の増額又は減額、債権の発行、重大な投資、他人への多額の保証提供、重大な資産の譲渡、多額の贈与、利益の配当、解散、破産申立等の重大事項が含まれる。
4. 「企業所有制改革」(第 39 条):主に国有独資企業、国有独資会社を国有資本支配会社又は非国有資本支配会社に変更し、国有資本支配会社を非国有資本支配会社に変更することをいう。
5. 「国有資産の譲渡」(第 51 条):法に照らして国が企業に行つた出資が形成する權益をその他の機関又は個人に移転する行為をいう。(国の規定に基き国有資産を無償で割り当てる場合は除く。)

「企業国有資産法」が外国投資家及び外商投資企業にもたらす影響

外国投資家と外商投資企業が国有資産に関する取引に参加することについて、主に「企業国有資産法」第 5 章「国有資産の出資者權益に關係する重大な事項」で規範化されており、本章は 5 節の内容に分けられ、それぞれ「一般規定」、「企業所有制改革」、「関連当事者との取引」、「資産評価」及び「国有資産の譲渡」である。

注意すべき点としては、現行の有効な国有資産の法律文書と比較した場合、「企業国有資産法」は外国投資家と外商投資企業が国有資産に関する取引に参加する法律制度については改正、追加、その他重大な調整は行っており、外国投資家と外商投資企業に対し設定した新たな、余分な義務もない。この点について、筆者の見解は次の通りである。

1. 「企業国有資産法」が制定された背景状況によるならば、「企業国有資産法」は国有資産の法律制度の再編を目的としているわけではなく、その主な目的は現有の国有資産法律制度と経験を、法律の形式を通して確認しまとめることにあるため、「企業国有資産法」が確立するかかる原則と指針は現行の有効な国有資産の法律文書と一致している。
2. 基本法律として、「企業国有資産法」の規定は、通常、原則的、抽象的、総合的であり、個別の法律制度については非常に詳細かつ具体的に規範化することが難しいのが常である。したがって、国有資産の個別の法律制度及び実践における取扱方式等の具体的な事項については、主に現行の有効な国有資産法律文書に基づき執行されることになる。

行有效的《企业国有产权转让管理暂行办法》等法律文件相比,相关规定所确认的法律制度的稳定性和权威性无疑提升了一个更高的台阶。

在作为基本法律的《企业国有资产法》正式实施后,中国国务院以及其他相关政府部门是否会进一步制订《企业国有资产法》的实施条例、细则、或者其他配套的规范性法律文件,甚至修订现行有效的国有资产法律文件等,目前尚无法予以准确判断。对于相关信息以及进展,律师后续将持续予以关注。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国企业国有资产法》

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content_1134207.htm

《关于贯彻实施<中华人民共和国企业国有资产法>有关问题的通知》

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1566/n11183/n11229/5985453.html>

(里兆律师事务所 2009 年 01 月 16 日整理编写)

勿論、「企業国有資産法」の規定は国有資産の出資者權益に係る重大な事項(国有資産の譲渡を含む)等の問題を法律の高さまで引上げることになるため、現行の有効な「企業国有資産権譲渡管理暫定弁法」等の法律文書と比べた場合、関係規定によって確認される法律制度の安定性と權威性が一層高い次元へと引上げられることは間違いない。

基本法律としての「企業国有資産法」が正式に施行された後、中国国务院及びその他関係政府部門が「企業国有資産法」の実施条例、細則、又はその他関連する規範性法的文書をさらに制定するかどうか、ひいては現行の有効な国有資産法律文書を改正するかどうかについては、現時点では正確な判断を行うことは難しい。関係情報及びその進捗について、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考:

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国企業国有資産法」

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/28/content_1134207.htm

『中華人民共和国企業国有資産法』の実施を貫徹することについての通知

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1566/n11183/n11229/5985453.html>

(里兆法律事務所が 2009 年 1 月 16 日付で作成)